

大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を令和7年1月29日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大島支庁徳之島事務所において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、令和7年1月29日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

令和7年1月24日

鹿児島県知事 塩田康一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグストアモリ伊仙町店

大島郡伊仙町大字伊仙字古志與仁1847番1 外

1 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 竜馬
福岡県朝倉市一木1148番地の1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 竜馬
福岡県朝倉市一木1148番地の1

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和7年8月28日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,431平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

建物敷地内 60台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

建物北西側 13台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

建物南側 35平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物敷地南側 6.96立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間営業
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2か所 建物敷地北側及び東側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間

7 届出年月日

令和6年12月27日